

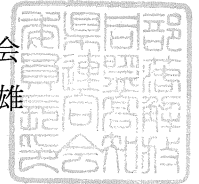
解高発第54064号

2010年4月8日

高知県知事 尾崎 正直 様

部落解放同盟高知県連合会

委員長 野島 達雄



「土地差別調査事件」の真相究明を求める要望書

平素は同和問題の解決、人権社会の実現をめざす部落解放運動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、東京都内に事務所を置く市場調査会社などが、デベロッパー（宅地・都市開発業者）や広告代理店からの依頼を受け実施したマンション建設計画予定地の市場調査の中で、被差別部落の所在地情報を調査報告していたことが明らかになりました。

さらに、複数の市場調査会社が部落差別調査を実施していたこと、これら市場調査会社にたくさんの広告代理店やデベロッパーが調査を依頼していたことが明らかになっています。広告代理店からの調査依頼はデベロッパーからの依頼であること、市場調査会社の情報源が宅地建物取引業者でもあることも明らかになっています。

こうした調査は、被差別部落や被差別部落を含む校区の住宅やマンションには住みたくないという差別意識、忌避意識に迎合し、部落差別を温存助長させる行為に他ならず、同和問題の解決、人権社会の実現に取り組む多くの関係者の取り組みに逆行する許されない差別行為であると考えます。また、宅建業の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅建業の健全な発達を促進することなどを目的とした宅建業法の理念に反する行為であると考えます。

つきましては、下記の通り「要望書」を提出いたしますので、本事件に対する知事としての見解を明らかにされるとともに、土地差別調査事件の真相究明、問題の再発防止と根本的解決にむけた取り組みを要望いたします。

記

- (1) 土地差別調査事件に対する知事の見解を明らかにしていただきたい。
- (2) 土地差別調査事件の実態解明、真相究明に取り組んでいただきたい。とくに庁内における「土地差別問題庁内対策会議（仮称）」を設置されたい。

- (3) 宅建業法に基づき高知県で定めている「指導監督基準」の違反内容に、以下の項目を追加されたい。



取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または同和地区を含む校区に含むかどうかについて、調査及び報告並びに教示をしないこととする。また、差別につながる不当な広告表示をしないこととする。

さらに、指導等に従わない業者に対しては、免許更新時に条件を付することができるよう検討していただきたい。また、「指導監督基準」を公開とされたい。

- (4) 「土地差別調査事件」がもつ事実概要から見ても「人権侵害に関する救済法」の必要性という立法事実と合致していると考えますが、知事として、「人権侵害救済法」の必要性についての見解を明らかにしていただきたい。また、当該県として国に上記法案の制定を働きかけられたい。
- (5) 「差別につながるおそれのある情報の収集・提供」及び「国籍、障がい、年齢、家族形態等にもとづく入居の拒否」についてのガイドラインの作成を業界団体に働きかけられたい。また、広告代理店業界は、「広告倫理綱領」「マーケティング・リサーチ綱領」などを制定し広告倫理の向上に努力されてきたところですが、「土地差別調査事件」の発覚によって、これまでの成果が損なわれるのではないかとの懸念が生じています。広告代理店業界に対する指導の強化、業界としての自主規制の検討、差別を許さない視点をもった人材の育成と醸成について、業界への指導を強力に進められたい。
- (6) 「問題のあるエリア」「地域下位地域」などの調査結果は、市民への忌避意識が存在するからこそ、発生する事案であり、市民の人権意識という実態を把握することは行政の責任と考えます。当該行政として「市民意識調査」の実施に取り組まれたい。
- (7) また、忌避される地域の存在について、対象となった地域の課題などを行政の責任において明らかにしなければならないと考えます。とくに市民から忌避されている同和地区の生活実態調査の必要性について、知事の見解を明らかにされたい。

以上